

東京海上・世界資産バランスファンド（年1回決算型）

愛称：円奏会ワールド(年1回決算型)

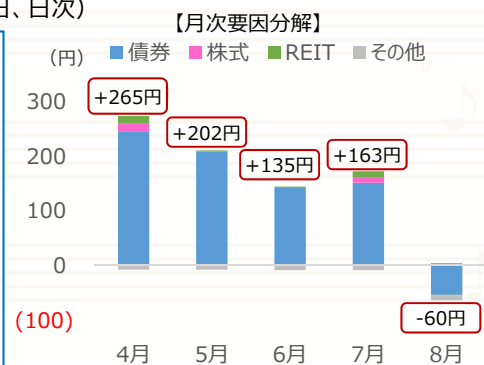
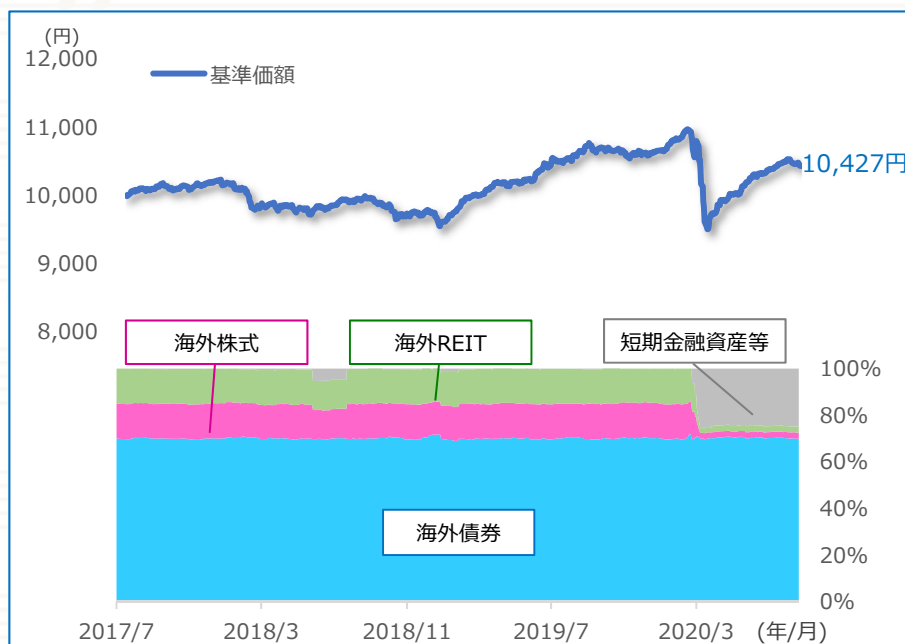
追加型投信／海外／資産複合

2020年4月から8月までの運用状況

- ◆ 2020年4月から8月までの当ファンドの運用状況は、新型コロナウイルスの感染拡大による市場の変動率上昇を受け、3月上旬より複数回にわたって海外株式と海外REITの配分比率をそれぞれ引き下げたことで、4月以降の海外株式および海外REITの配分比率合計は、組入下限の約5.0%となり、「守り重視」の運用となりました。当期間のファンドの騰落率は+7.3%となりました。
- ◆ 海外債券は、先進国を中心に金融緩和の強化を図ったことで国債利回りが低下（価格は上昇）したことや、経済活動の段階的再開や新型コロナウイルスのワクチン・治療薬開発の進展期待等から、社債スプレッド（国債との利回り格差）も縮小し、当期間におけるマザーファンドの騰落率は、+10.2%となり、ファンドの基準価額に対する寄与額は+693円となりました。
- ◆ 海外株式は、米中関係の悪化や、感染第二波への懸念等もあり、調整する局面もありましたが、経済活動の再開期待や新型コロナウイルスの治療薬開発の進展等を受け上昇し、当期間におけるマザーファンドの騰落率は、+11.7%となり、ファンドの基準価額に対する寄与額は+28円となりました。
- ◆ 海外REITは、経済活動への再開期待や一部経済指標の改善による投資家心理の改善に加え、先進国において緩和的な金融姿勢が当面継続することへの期待感等で上昇し、当期間におけるマザーファンドの騰落率は、+10.4%となり、ファンドの基準価額に対する寄与額は+27円となりました。

当ファンドの基準価額および各マザーファンドの配分比率の推移

(2017年7月12日（設定日）～2020年8月31日、日次)



【配分比率の状況】 単位：%

	8/31時点	基本配分	差
海外債券	69.82	70	-0.18
海外株式	2.64	15	-12.36
海外REIT	2.60	15	-12.40
短期金融資産等	24.93	0	24.93

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。※当ファンドは分配実績がないことから基準価額（税引前分配金再投資）を表示しておりません。

※短期金融資産等には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。※配分比率は、純資産総額に占める割合です。

※上記要因分解は簡便法で計算しており、その正確性、完全性等を保証するものではありません。傾向を知るための目安としてご覧ください。

海外債券：東京海上・外貨建て投資適格債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

海外株式：TMA高配当・低ボラティリティ外国株マザーファンド（為替ヘッジあり）、海外REIT：東京海上・世界REITマザーファンド（為替ヘッジあり）

上記は過去の実績であり、当ファンドの運用成果等を示唆・保証するものではありません。

🎵 今後の見通しについて（2020年12月まで） （2020年8月末時点）

円奏会ワールドの今後の見通し

2020年に入り世界経済に大きな打撃を与えた新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は未だ収束を迎えた状況とは言えないものの、世界規模で財政政策・金融政策が過去に例を見ないほどの規模感・スピード感で実施されたことで、株式市場は急回復となっています。

市場のボラティリティ（値動き）は、ゆっくりとしたペースではあるものの低下傾向にあります、当ファンドの運用にあたっては、引き続きポートフォリオのリスク水準を注視しつつ、リスク資産のウェイトを調整していきます。

海外債券の今後の見通し

2020年後半以降の世界経済の緩やかな回復を予想します。

ロックダウン（都市封鎖）や外出禁止令などの新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた動きが、短期的には経済の減速要因になるものの、迅速かつ大規模な金融・財政政策が実施されているため、感染拡大が収束に向かう過程で景気回復に向かうと考えられますが、緩やかなものに留まると想定します。一方、新興国の景気回復は、先進国より時間がかかると考えられます。

海外債券市場では、主要国・地域における金融緩和政策は長期化すると考えており、先進国・地域の国債利回りは横ばいで推移し、先進国の社債やエマージング債の信用スプレッド（国債利回りとの差）は緩やかに縮小すると想定しています。但し、エマージング債の信用スプレッドの縮小ペースは先進国の社債と比べ時間がかかると見ています。

海外株式の今後の見通し

新型コロナウイルスの感染拡大防止策による経済への悪影響や、11月に実施される米国の大統領選挙の動向によりボラティリティ（値動き）が高い展開を予想します。

米国大統領選については、民主党が勝利した場合、法人増税を掲げていることから株式市場全体には下押し圧力がかかる一方、環境分野やインフラ関連は財政政策の恩恵を受けることが見込まれ、セクター間で明暗が分かると見ています。しかし、米連邦準備制度理事会（FRB）はゼロ金利政策に加え、無制限の量的金融緩和政策の実施により、幅広い資産を購入することで企業の資金繰りを支援しているほか、トランプ米政権下の財政支援策が株価の下支え要因となり、海外株式市場は中長期的には緩やかな上昇基調に戻ると想定しています。

海外REITの今後の見通し

米国大統領選の動向には注意が必要なものの、新型コロナウイルスの感染拡大が継続しても、ワクチン開発の進展や、各国・地域の中央銀行の金融緩和策による流動性供給などにより、金融市場での大きな混乱が起こる可能性は非常に小さいと考えます。

また、コロナ禍後の経済活動の正常化に対する期待が高まっていくことで、新型コロナウイルスの悪影響を受けた各国・地域の商業用不動産の賃貸市場に対する悲観的な見通しが修正され、年末に向けて各国REIT市場は堅調な展開が続くと見ています。

ファンドの特色

1 主として、マザーファンドへの投資を通じて、海外の複数の資産（債券、株式、REIT）に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2 各資産への配分比率は、海外債券70%、海外株式15%、海外REIT15%を基本とし、原則として対円で為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。

●上記の資産配分比率を基本としますが、ファンドの基準価額の変動リスクが大きくなった場合には、基準価額の変動リスクを年率3%※程度に抑制することを目標として、海外株式と海外REITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、その引き下げた部分は短期金融資産等により運用します。（海外株式と海外REITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。）

※上記の数値は、ファンドのリスク水準の目標値であり、目標が達成されることを約束・保証するものではありません。
また、ファンドのリターンを目標を意味するものではありません。基準価額の変動リスクを目標通りに抑えることができたかどうかにかかわらず、運用成績はマイナスとなることがあります。将来的に市場環境が大きく変動した場合等には、事前にお知らせすることなく、目標リスクの水準（年率3%程度）を見直すことがあります。

各マザーファンドの主な特色

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

東京海上・外貨建て投資適格債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

- ◆海外の投資適格債券（先進国の国債・物価連動国債・社債および米ドル建ての新興国債等）に幅広く投資を行い、為替ヘッジ後の円ベースで信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
- ◆外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。
- ◆ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社に、海外債券および為替取引等の運用指図に関する権限を委託します。また、同社は、運用の指図権限の一部をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに再委託します。

・ウエスタン・アセットは債券運用に特化した、世界有数の債券運用会社です。
・世界各地に運用拠点を展開しており、世界のお客様に対して、幅広い運用戦略に関する多様なサービスを提供しています。



TMA高配当・低ボラティリティ外国株マザーファンド（為替ヘッジあり）

- ◆外国の株式の中から、流動性や信用リスク等を勘案して選定した銘柄に投資し、ポートフォリオ全体の配当利回りを高める戦略と価格変動リスクを低く抑える戦略を組み合わせ、中長期的にMSCIコクサイ指数（円ヘッジベース）と同程度のリターンをめざします。
- ◆外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。



東京海上・世界REITマザーファンド（為替ヘッジあり）

- ◆海外の上場REITのうち、流動性の高い銘柄群の中から信用格付けが高く価格変動リスクが相対的に低いと判断される銘柄を中心に選定し、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保をめざします。
- ◆外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの主なリスク

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。 REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、ファンドは原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があります、そのため組入資産の価格変動が大きくなる場合があります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

① 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ 詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込みメモの内容は、作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
購入・換金申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
信託期間	2027年6月23日まで(2017年7月12日設定)
繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	6月23日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として、毎年6月23日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2019年12月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

ファンドの費用 詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に 1.65%(税抜1.5%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に 年率0.99%(税抜0.9%) を乗じて得た額
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年99万円)を日々計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ファンドの手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

販売会社（作成日現在）

商号（五十音順）	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社 愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第12号	○			
株式会社 SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
株式会社 静岡銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第5号	○		○	
株式会社 栃木銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第57号	○			
株式会社 百十四銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第5号	○		○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○			
株式会社 福岡中央銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第14号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○		○	
株式会社 山形銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第12号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○

■ 設定・運用 お問い合わせは

東京海上アセットマネジメント

<https://www.tokiomarineam.co.jp>

サービスデスク 0120-712-016

※土日祝日・年末年始を除く9時～17時

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

< 一般的な留意事項 >

■当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。